

不登校児童生徒への支援について

三原市議会 厚生文教委員会

令和6年12月

目 次

はじめに	2
第1章 本市における不登校の現状と支援体制	3
1 不登校の児童生徒数	3
2 不登校になる要因	4
3 本市の支援体制	5
第2章 取組内容と課題	6
1 学校ふれあい教室とスペシャルサポートルーム（現地調査）	6
2 教育支援センター（現地調査）	8
3 フリースクール（現地聴き取り）	10
4 参考事例の視察（広島県教育支援センター「SCHOOL “S”」）	11
第3章 課題の整理と考察	13
1 多様な学びの環境整備	13
2 児童生徒に応じたきめ細かな対応	13
3 支援を受けていない児童生徒を支援に繋げるための取組	14
4 保護者への取組	14
5 不登校の要因	15
第4章 政策の提案	16
提案1 既存施設の充実化	16
① 学校ふれあい教室の人員拡充	16
② 教育支援センター三原教室及び本郷分室の環境整備	16
③ フリースクールの運営費と利用料の助成制度の創設	16
提案2 不登校支援ガイドブックの作成	17
提案3 保護者間のネットワークの構築	17
提案4 不登校の実態や要因を把握するためのアンケートの実施	18
おわりに	19
参考資料編	20

はじめに

令和5年度に文部科学省が実施した問題行動・不登校調査によると、全国の小・中学校で30日以上欠席した児童生徒は11年連続で増加し、34万人を超え最多を更新した。令和4年度から約4万7千人の増加である。三原市も例外ではない。

不登校の捉え方は、時代と共に変化してきている。平成4年の国の通知によると、「登校拒否問題への対応について」として、不登校について次の要旨が示された。

- ・どの子にも起こりうるものであるという視点に立って捉える必要がある。
- ・学校は、児童生徒の「心の居場所」としての役割を果たす必要がある。
- ・学校復帰前提の公設適応指導教室への通所は出席扱いとすることを認める。

また、平成28年9月には、「不登校児童生徒への支援の在り方について」として次の要旨が示され、同年12月には、教育機会確保法（12月14日法律第105号）が施行された。

- ・学校に登校するという結果のみを目標にするのではない。
- ・児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すことが必要である。
- ・不登校児童生徒の状況に応じて、多様な教育機会を確保することが必要である。

本市においては、これら国の通知や法律の制定を受けて、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援や不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備を行い、国、地方公共団体、民間団体等と密接な連携を図ってきた。

併せて、「体調不良」などで欠席が続いている児童生徒について、支援の必要性を学校に問いかけるなど、不登校の積極的な把握と対応に努めてきた。

しかし、不登校児童生徒数は、減少するどころか、現在も増え続けている状況にあり、そうした児童生徒やその保護者への支援は喫緊の課題である。

そこで、厚生文教委員会では、本市における児童生徒の不登校の問題について、現状や課題を調査し、その解決策を探り、本市の課題解決に効果的と考えられる政策・施策を提言することとした。次章以降で、それぞれを具体的に示していく。

第1章 本市における不登校の現状と支援体制

まず、理事者へ聴き取り調査を行い、本市における不登校の現状と支援体制を調査した。

1 不登校の児童生徒数

文部科学省の定義によると、不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとされている。

平成27年と令和5年の小・中学校の児童生徒数1,000人当たりの不登校児童生徒数を全国平均と本市とで比較したものが表1である。本市においては、平成27年度から令和5年度までの9年間で、小学生では約5倍に、中学生では約2.8倍に増えている。また、全国平均の値と比較しても、本市の数は、小学校においても中学校においても多い状況にある。

令和5年度の本市の小・中学校の不登校児童生徒数は322名であった。学年別人数を示しているのが表2であるが、学年が高くなるほど人数が多い傾向となっている。

表1 1,000人当たりの不登校児童数

	小学校			中学校		
	三原市	広島県	全国	三原市	広島県	全国
平成27年度	5.40	4.50	4.20	35.20	25.50	28.30
平成28年度	5.90	4.70	4.80	35.00	26.30	30.10
平成29年度	10.20	5.90	5.40	43.20	27.80	32.50
平成30年度	10.50	7.00	7.00	48.70	32.10	36.50
令和1年度	13.10	8.80	8.30	54.10	34.90	39.40
令和2年度	20.71	10.90	10.90	48.17	37.00	41.00
令和3年度	21.25	13.90	13.90	61.29	48.50	50.00
令和4年度	22.57	18.80	17.80	75.45	61.40	59.80
令和5年度	27.79			101.01		

令和5年度の全国及び広島県の数値は把握できていないため未記入（R6.10.28現在）

H27とR4の比較	418%	418%	424%	214%	241%	211%
-----------	------	------	------	------	------	------

表2 不登校児童生徒数

学年	人数	111
小学1年	7	
小学2年	11	
小学3年	17	
小学4年	19	
小学5年	22	
小学6年	35	211
中学1年	67	
中学2年	65	
中学3年	79	
合計	322	

（表2は令和5年度数値）

2 不登校になる要因

表3は、本市教育委員会が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（令和5年度）」である。

不登校の要因として一番多かったのは、「無気力、不安」の154名で、全体の約半数を占めており、そのきっかけや要因が明らかとなっていない状況にあると言える。また、「教職員との関係」を要因とした者は全体の約1.2%と少数であり、「いじめ」を要因とした者はいない。

表3 不登校の要因

項 目	人数	割合
無気力、不安	154 名	47.8%
該当なし	38 名	11.8%
生活リズムの乱れ、遊び、非行	36 名	11.2%
学業の不振	25 名	7.8%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	24 名	7.5%
親子の関わり方	16 名	5.0%
入学、転編入学、進級時の不適応	11 名	3.4%
家庭の生活環境の急激な変化	6 名	1.9%
教職員との関係をめぐる問題	4 名	1.2%
家庭内の不和	4 名	1.2%
学校のきまり等をめぐる問題	2 名	0.6%
進路にかかる不安	1 名	0.3%
クラブ活動、部活動への不適応	1 名	0.3%
いじめ	0 名	0.0%
合 計	322 名	



3 本市の支援体制

(1) 学校内の支援体制

近年、本市の支援体制は拡充されており、学校内においては、学校ふれあい相談員（不登校、いじめ等の生徒指導上の諸課題の未然防止及び解決並びに校内での教育相談体制の充実及び関係機関との積極的な連携を図るために置かれた相談員）の配置など、表4のような指導体制が整っている。

表4 三原市の支援体制(学校内)

支援者等	財源	人数	備考
学校ふれあい相談員	市費	10名	
スペシャルサポートルーム教諭	県費	5名	
スクールカウンセラー	県費	10名	全小中学校が対象
スクールソーシャルワーカー	県費	4名	4中学校区が対象※

※第二・三・宮浦・本郷中学校区（エリア内の小学校含む）

(2) 学校外の支援体制

また、学校外においても、表5のように教育機会を確保する取組が行われている。

表5 三原市の支援体制(学校外)

支援機関	教室	指導員数	通室生
教育支援センター	三原教室	3名	22名
教育支援センター	本郷分室	2名	12名
教育支援センター	北部分室	2名	(令和6年開校)

(3) 支援内容や他の機関との連携

本市教育委員会では、学校内外で教育機会を確保する取組として、ICT端末を有効に活用している（Chromebook等）。また、「児童生徒理解・支援シート」を用いて、支援の必要な児童生徒一人一人の状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行う取組も行われている。民間施設であるフリースクールや子ども発達総合相談室との連携も図っており、さらに、広島県教育センター（SCHOOL“S”）や三原市子育てサポートダイヤル、各医療機関とも連携を図っている。

第2章 取組内容と課題

不登校対策として、まずは、学校において「不登校にさせない」取組が重要であるが、不登校の原因は一つではなく、児童生徒により様々であることが分かった。学校だけに原因があるというわけではなく、当事者の家庭環境や個人が抱えている問題等に起因する場合もある。そのため、学校での予防的な取組のほかに、様々な理由を想定し、「不登校になった」児童生徒に対する支援も必要と考える。

今回、「不登校にさせない」ための学校の取組（学校の在り方、教育内容について）については、学校教育現場での課題が多岐に渡る中、教育委員会と学校長が連携をとりながら日々対策に取り組んでおり、また、教育内容に言及することは専門的な知見が必要であるという点からも、本政策において課題設定することは見送ることとし、もう1本の柱である「不登校になった」児童生徒に対する支援、取組に重点をおき調査研究を進め、解決策を検討することとした。

そこで、本委員会は、第1章で示した本市の現状を踏まえ、県事業であるスペシャルサポートルーム、市内の学校ふれあい教室や教育支援センター、民間施設のフリースクールの現地調査を行い、課題を抽出し、考察した。また、先進的な取組である SCHOOL “S”（県事業）の現地視察も行い、本市の課題解決の参考とした。

1 学校ふれあい教室とスペシャルサポートルーム（現地調査）

（1）現状（現地調査）

広島県の不登校及びその傾向がある児童生徒への支援の一つである「スペシャルサポートルーム」（以下「SSR」という。）は、本市では5つの学校で指定を受け設置されている。

本市においては、このほか同じような支援を行うために、「学校ふれあい教室」を、本市独自の予算で10校に設けている（次頁表参照）。登録者は80名程度。放課後や行事、好きな給食の時にだけ通学したり、保健室や職員室で過ごしたりと、児童生徒によって状況は様々である。

教室は、学校の空き教室を活用しているところが多い。SSRでは、学習のほかに工作や休憩できる場所などを整えている。

教室では、児童生徒が自分で時間割を作成して学んでいる。普通教室の授業内容などによっては、普通教室で授業を受けることもあり、両方の教室を使用している例もある。

SSRは常勤の教諭で対応している。本市独自の取組である学校ふれあい教室では会計年度任用職員（週4日、20時間未満）が相談員を務めており、学習進度に応じたプリントを作成するなど、児童生徒一人一人の状況に合わせて柔軟な支援を行っている。

また、学校としても、日頃から子どもたちの様子に気を配り、何かあった場合は情報を共有し、学校全体での対応を行っている。さらに、不登校傾向の児童生徒や不登校になった児童生徒への対応として、学校ごとに教育相談委員会又は生徒指導委員会等を設置し、学校の実態に応じて週一回や月一回など定期的に委員会を開催して、気になる児童・生徒の情報共有を行い、組織的な対応に取り組んでいる。

(2) 現地を視察して明らかになった課題

・支援体制について

ふれあい教室の相談員は、1校につき1名が配置されているが、週4日で1日5時間という勤務時間の非常勤職員での対応であるため、勤務時間外の対応は他の教諭が行っている。ふれあい教室、SSRが設置されていない学校についても同様で、対応が十分とは言えない実態がある。

児童生徒が学校に通いづらくなった際（支援が必要となる時）に、保護者が必要とする情報（相談機関、学校の体制、支援内容等）があらかじめ家庭に届いていなかったとの意見もあった。現状の市の情報発信状況では、保護者自らが探していかないと必要な情報にたどりつくことが難しい状況にあり、本市のホームページにも詳しい情報が記載されていない。また、当事者同士の悩み相談、情報共有できる体制も確立されていない。

・環境について

現在、各校の教室は装飾などの配慮がなく無機質な空間であり、通室したくなる環境とは言い難い状況にあるが、令和6年度には、ふれあい教室及びSSRの教室や設備の改修費用として420万円（15校分）の予算が措置されており、改修が計画されている。

このような状況から、更にきめ細かい対応と安心できる居場所の創出が必要である。

表 6

支援体制の有無と児童生徒数

※令和6年5月1日現在

学校名	ふ	サ	学級数	児童数	学校名	ふ	サ	学級数	生徒数
1 三原小学校	○		20	450	1 第一中学校			5	72
2 糸崎小学校			8	157	2 第二中学校	○		13	371
3 木原小学校			4	19	3 第三中学校		○	16	440
4 中之町小学校	○		17	286	4 第四中学校			5	27
5 西小学校	○		19	441	5 第五中学校	○		13	310
6 田野浦小学校	○		18	417	6 幸崎中学校			4	57
7 須波小学校			7	46	7 宮浦中学校		○	11	279
8 深小学校			5	16	8 本郷中学校	○		11	276
9 南小学校	○		20	499	9 久井中学校		○	5	98
10 沼田小学校			6	52	10 大和中学校	○		5	95
11 沼北小学校			6	54	計	4	3	88	2,025
12 沼田東小学校		○	14	254	合計	10	5	303	5,823
13 沼田西小学校			8	105					
14 小泉小学校			8	76					
15 幸崎小学校			8	78					
16 鷺浦小学校			4	25					
17 本郷小学校	○		16	346					
18 本郷西小学校			10	147					
19 久井小学校			8	169					
20 大和小学校		○	9	161					
計	6	2	215	3,798					

表示例

ふ：学校ふれあい教室

サ：スペシャルサポートルーム

2 教育支援センター（現地調査）

（1）現状（現地調査）

文部科学省の整備指針を踏まえ、以下のような体制により、29名の児童生徒の通室に対応している。

表7 文部科学省の教育支援センターの整備指針

設置目的	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を行うことにより、その社会的自立に資する事を基本とする。
指導内容 など	不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとし、教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めること。 センターは、集団で活動するための部屋、相談室、教員室などを整え、運動場を備えるなど、スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。 個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。

	三原教室	本郷分室	北部分室
目 的	集団生活への適応・基礎学力の補充・基本的生活習慣の改善のための相談・適応指導を行う。そして、児童・生徒の学習機会を確保し、社会的自立に向けた支援をする。		
場 所	三原リージョンプラザ2階 (円一町2丁目1番1号)	本郷生涯学習センター2階 (本郷南6丁目25番1号)	大和文化センター内 (大和町下徳良111番地)
連絡先	0848-64-7201	070-1258-4052	080-4198-5479
開校日時	月曜日～金曜日の9時50分～15時00分		
指導内容	学習指導、軽運動（卓球等）、体験活動、美術鑑賞	学習指導、体験活動、美術鑑賞	
行 事	体験活動、美術鑑賞、料理教室など。保護者懇談（7.12月）、学校連携（7.12.3月）		
職員数	3名	2名	2名
通室数	29名（小学生4名・中学生25名、R5年の数値）		令和6年に開校

（2）現地を視察して明らかになった課題

・通室状況について

体験利用をしても、登録・利用に繋がらないケースがある。また、体験利用から通室届の提出に繋がっても、結果的にセンターにも学校にも通えていない児童生徒がいることも一つの課題である。令和5年度の実績として三原教室・本郷分室合わせて29名となっているが、利用している児童生徒数の総数としては少なく感じるところだが、29名の中には毎日通室している児童生徒ばかりでなく、併行して学校に通学している者もいる。センターとしては社会見学やゲーム的な要素を学習に取り入れるなど工夫はしているものの、進学に対す

る不安などから学習面での充実を求められる場合が多い。児童生徒は運動や音楽など他の内容を好むケースが多く、保護者のニーズとマッチしない現状もある。

・環境について

令和6年度に新設された北部分室は、心を落ち着かせたり職員に相談したりする場、いわゆる“安らぎの場”が設置されている教室となっているが、既存の三原ふれあい教室及び本郷分室は、次に示す写真のように、“安らぎの場”のある教室とは言い難く、児童生徒の学習の場としては、無機質な空間となっている。また、本郷分室は、施設や設備は新しいが、部屋数が少ないため、登録者が全員通室すると必要な空間が確保できないことが想定される。また、相談室が設置されていないため、面談する場所に苦勞している。

三原教室



本郷分室



北部分室（令和6年4月新設：安らぎの場を設置）



3 フリースクール（現地聴き取り）

フリースクールは、不登校の子どもたちを対象に、学校以外の子どもの居場所として学習支援や体験活動など行う、不登校の子どもにとってかけがえのない居場所である。

受験を第一目的にする画一的な教育から距離を置き、『子供たちのオリジナリティーやクリエイティビティを大切にしながら不確実な社会を生きていく力を身につけよう』というビジョンを持つフリースクールが続々と誕生している。

本市においても2つのフリースクールがあり、それぞれ現地にて聴き取り調査を行った。

（1）現状（現地聴き取り調査）

○ こども未来創造スクール（C F Cスクール） 三原市円一町

- ・ 設立趣旨 不登校の子供たちが将来への夢と希望を持ち、個性、能力に応じた進路を見出せる居場所づくり。親や家族の交流の場として当事者同士のつながり、学びあう場所として設立
- ・ 設 立 令和2年11月開校
- ・ 活動内容 居場所提供、学習支援、ゲーム、イベント、親の会、家庭訪問
週2日、10時から15時
利用日は登校扱い
- ・ スタッフ すべてボランティア
- ・ 利 用 者 市内外の小・中学校・高等学校の児童生徒・大学生
(令和5年8月現在登録者25名)
- ・ 授 業 料 一回500円・月額上限3,000円

○ フリースクール「コンパス」 三原市大和町

- ・ 設立趣旨 不登校児童生徒の自立支援サポート
- ・ 設 立 20年程度の運営実績
- ・ 活動内容 学校の授業内容をマンツーマンのスタイルで補完
野菜作りや、しっかり遊ぶことも取り入れている
月曜から土曜で開校
午前に1、午後3の授業（1授業1.5時間）
利用日は登校扱い
- ・ スタッフ 一人で運営
- ・ 利 用 者 小6年生1人、中学生1人、高校生5人、社会人5人
(令和5年)
- ・ 利 用 料 週一利用者月額2万円、週二利用者月額3万円

(2) 現地聴き取り調査により明らかになった課題

・保護者の経済的な負担について

公的な支援機関の利用料は無料であり公費で運営されているが「フリースクール」は民間が運営するため、運営費の確保が課題。保護者としても負担が必要となることから利用面でのハードルも高い。

・事業者の運営について

先に紹介した二つの事業者とも、利用料収入だけでは職員の採用もままならず、経営的にかなり厳しい状況である。中でも、大和町のコンパスについては、運営者が通学者の送迎を支援しており、そういった面での負担も大きい。

・保護者の精神的なケアについて

不登校の児童生徒の保護者として、生活や子どもの将来に不安を抱えている方が多く、経済的な支援のみならず、保護者への精神的なケアも不可欠である。

4 参考事例の視察

広島県教育支援センター「SCHOOL “S” (スクールエス)」 (東広島市八本松町)

東広島市にある旧県立教育センターを令和3年度に不登校支援センターとして改装し、令和4年度から通室する支援センターとして開校した。

無機質な空間から家庭的安堵感のある“安らぎの場”“明るい学びの場”になるよう環境整備を行い、児童生徒に合わせたペースで学習・生活できる空間を創出している。(次頁の写真参照)

自己決定を意識した教育活動を推進しており、すべての児童生徒の主体的な学びが実現できるように様々な学習メニューを用意して選択できるようにしている。その学習を通して、自己肯定感の向上も目指している。教育支援センターのスタッフが伴走者として、児童生徒との話合いでMY時間割を作成し、アセスメントの実施、個別サポート計画の作成、支援にかかる相談など、個に応じた支援を行っている。

開校から2年数ヶ月であるが、令和6年8月末時点で157名の小・中学生が利用登録をしている。1日当たり20名から30名の児童生徒が通室し、さらに、オンラインでも15名から20名が利用している状況は、広島県という広い範囲の児童生徒を対象としていることを差し引いても、不登校児童生徒にとって有用なセンターになっていると言える。

学びの場としての
環境づくり

Before



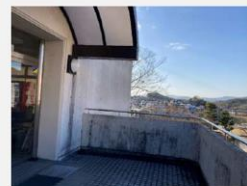
ロビー



第7研修室



第8研修室



屋外階段

学びの場としての
環境づくり

After



ロビー



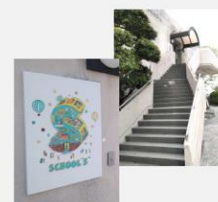
トイレ



プレイルーム



学習室



屋外階段

(広島県教育委員会事務局学びの変革推進部個別最適な学び担当 不登校支援センター 提供資料)



第3章 課題の整理と考察

これまでに示した内容によって、課題を次のように整理した。

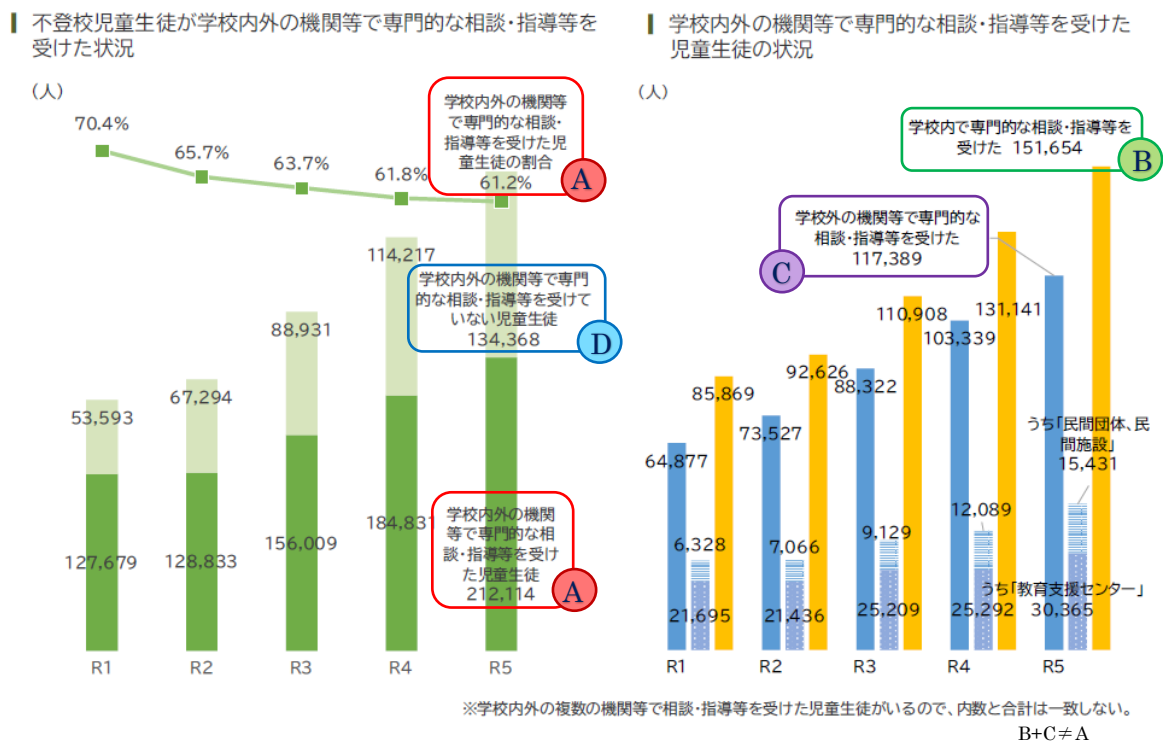
1 多様な学びの環境整備

不登校の要因は、これという単一的なものではなく、複合的な要因があり、「こういう施設をつくったら解決する」というものではないが、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々の状況に応じた教育の機会の確保、また居場所づくりという観点からも、環境整備も含めた受け皿の充実が必要と考える。

2 児童生徒に応じたきめ細かな対応

文部科学省が、全国の状況を調査・分析した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等児童生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」(下表)によると、学校内外の機関で相談指導を受けた児童生徒は 212,114人 (61.2%) **A** である。そのうち、学校内でスクールカウンセラー、相談員等に相談できたとする不登校の児童生徒は 151,654人 **B**、これに対して学校外で相談できたとする児童生徒は 117,389人 **C** である。このことから、学校へ相談していない児童生徒が一定数いることが分かる。この表からは、相談が継続的に行われているかは読み取れないが、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等に、適切で継続的な対応を行うために相談員を加配するなど、教育相談体制の充実が必要と考える。

表 8



(文部科学省 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等児童生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要から抜粋)

3 支援を受けていない児童生徒を支援に繋げるための取組

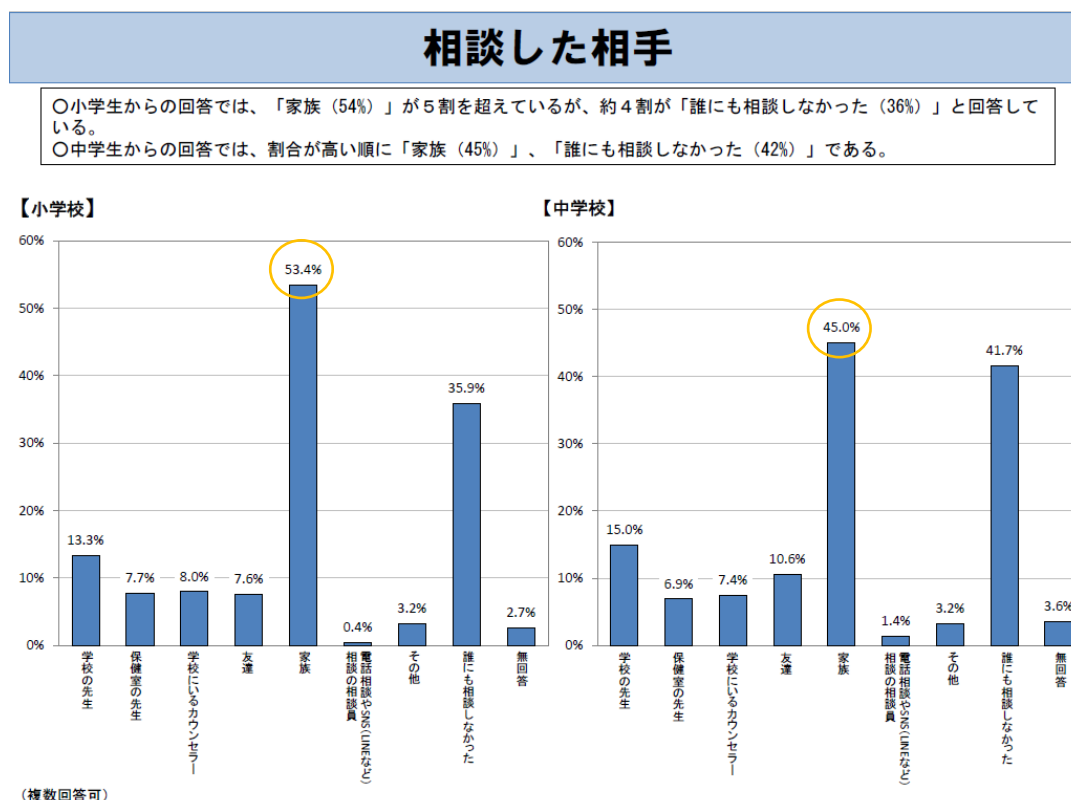
2で述べたように、表8のデータから、学校内外の機関で相談指導を受けた児童生徒の割合は、61.2% **A**である。裏を返せば、不登校の児童生徒のうち 38.8% **D**は、教育支援センターにも病院にもフリースクールにも、どこにも繋がっていないということが言える。どの支援にも繋がっていない児童生徒を支援に繋げる取組が必要と考える。

4 保護者への取組

3で述べたように、支援に繋がっていない児童生徒が潜在的に多く、家庭内でのケアにとどまっている現状がある。文部科学省が令和2年度に行った不登校児童生徒の実態調査（下表）のグラフからも読み取れるように、不登校となった時に相談した相手として最も多かったのは、学校ではなく「家族」であり、小学生で53.4%、中学生で45.0%を占めている。

本委員会がフリースクールに対して行った聴き取り調査からも裏付けられるように、保護者の不安や負担が非常に大きく、こうした不安や負担を和らげる取組やしくみの構築が必要と考える。

表9

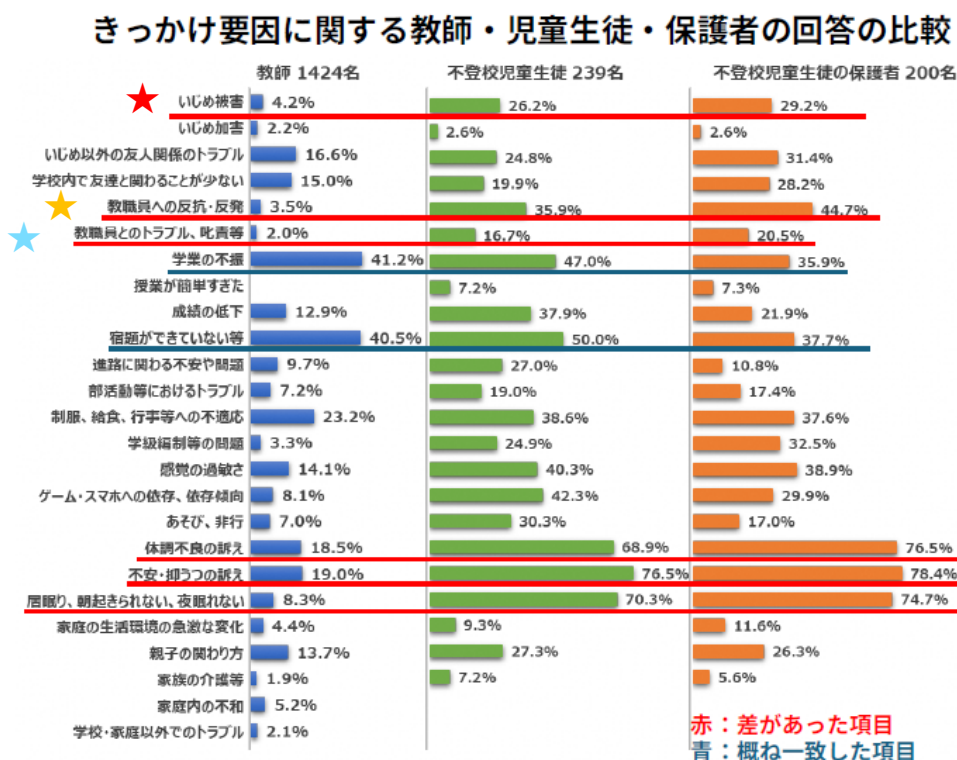


（文部科学省 令和2年度不登校児童生徒の実態調査から抜粋）

5 不登校の要因

三原市における不登校の要因は4頁で示したが、「無気力、不安」の割合が半数を占め47.8%、「教職員との関係」の割合が1.2%、「いじめ」とする割合は0%であった。

文部科学省は令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を受け、不登校状態にある児童生徒を支援する対策や不登校予防の対策を検討するうえで、その要因や実態を正確に把握することは不可欠であるとして、その後、一部地域を指定して行われた「文部科学省委託事業不登校の要因分析に関する調査研究」によると、不登校の要因を「教職員への反抗・反発」とする割合が不登校児童生徒で35.9%、保護者で44.7%★、「教職員とのトラブル、叱責等」とする割合が不登校児童生徒で16.7%、保護者で20.5%★、また、「いじめ被害」とする割合が不登校児童生徒で26.2%、保護者で29.2%★という結果もあり、不登校児童生徒の支援策に向けて、真の実態把握ができていないのか疑問を感じざるを得ない面もある。



教師が令和4年度不登校として報告し、かつ児童生徒も年間欠席30日以上と回答した239名、および保護者も年間欠席30日以上と回答した200名の結果を記載。「学業の不振」、「宿題の提出」については、三者の回答割合が比較的近い値であった。一方、「いじめ被害」、「教職員への反抗・反発」、「教職員からの叱責」等については、教師と児童生徒・保護者の回答割合に違いがみられた。また、「体調不良」、「不安・抑うつ」、「居眠り、朝起きられない、夜眠れない」といった心身不調・生活リズム不調については、児童生徒や保護者は約7～8割が回答しているのに対し、教師の回答割合は2割弱と低かった。

(文部科学省委託事業不登校の要因分析に関する研究令和6年3月発表から抜粋)

第4章 政策の提案

提案1 既存施設の充実化

(課題1「多様な学びの環境整備」及び課題2「児童生徒に応じたきめ細かな対応」への対応策)

① 学校ふれあい教室の人員拡充

相談員が短時間勤務である現状を見直し、開校時間内はいつでも、登校してきた児童生徒に対応できる人員体制を整えることを提案する。

必要な予算は、加配する職員数（1名あたり130万円程度）によるが、教員不在時に登校したことによるすれ違いの解消は、支援を受けることができている児童生徒を支援に繋げるうえでも非常に効果的と言える。また、代行業務を担っている教諭の負担も軽減されるため、2人体制や現状の勤務時間の延長などで対応すべきであると考ええる。併せて、学校ふれあい教室が設置されていない学校についても、複数校の兼務なども含めて、相談員の配置を検討されたい。令和7年度から、文部科学省により「校内教育支援センター」の設置促進のための支援員配置の補助事業が開始されるため、その活用も有効と考える。（参考資料編（20頁）を参照）

② 教育支援センター三原教室及び本郷分室の環境整備

SCHOOL“S”を参考にして、“明るい学びの場”、“安らぎの場”を整えることを目指して、三原教室及び本郷分室の改装を提案する。

SCHOOL“S”では、令和3年度に約1,200万円かけて雰囲気の良い教室などに改修し、県内から日々数十名の児童生徒を受け入れている。新たに、くつろげる場所やオンラインなどの取組を行ったこともプラスに作用していると考えられるが、本市においても環境整備が通室割合を高める一助になると考察する。

SCHOOL“S”のような大規模な改修でなくとも、教室の雰囲気を変える改装程度でも十分に効果的な空間を形成することは可能であると考ええる。参考までに、北部分室整備時購入品のカーテン、ソファ及びテーブル、更に温かい印象を与えるカーペット等を購入することを想定すると、50万円以内で実施できると考える。

③ フリースクールの運営費と利用料の助成制度の創設

フリースクールは民間の施設で、形態や利用料も様々であり、その運営費を保護者からの利用料だけでは賄えない施設もある。寄附や助成金、ボラン

ティアの協力を得て運営されている事例も多く、経営が厳しい状況がうかがえる。

本市の2カ所のフリースクールにおいても状況は同じである。しかし、それぞれが、当事者に対して真摯に向き合い、個に応じた必要な支援を行っており、不登校児童生徒にとって「かけがえのない居場所」となっている。

これらフリースクールの果たす役割の大きさを鑑み、保護者負担（利用料）及びフリースクール運営費に対する本市独自の助成制度の創設を提案する。創設に当たっては、ガイドライン（基準）を作成し、補助対象施設、補助対象者、補助額の算定等を明確にする必要がある。

助成制度の創設

(ア)「保護者への公的支援制度」

(イ)「フリースクール運営支援制度」

文部科学省の調査によると、フリースクールの利用料は月額平均 33,000 円となっている。現在、国からの補助はなく、保護者が全額負担している。

近年、利用料の一部や事業者の運営費を自治体が助成する取組が全国的に広がってきている。（参考資料編（21 頁）を参照）

提案2 不登校支援ガイドブックの作成

（課題3「支援を受けていない児童生徒を支援に繋げるための取組」への対応策）

どの支援にも繋がっていない児童生徒を支援に繋げるための効果的な情報発信として、支援内容が集約された資料（ガイドブックなど）を作成し、学期ごとに、学校から児童生徒全員に配布（電子データのスグールも活用）することを提案する。

児童生徒が悩みを抱えて学校に行きづらくなった早期の段階で、提供された情報をもとに、状況に応じて、いくつかの選択肢から適切な相談窓口を選択することができるなど、ワンストップ的な情報提供を行う。またこれにより、学校側の対応も早期に行うことができると考える。

提案3 保護者間のネットワークの構築

（課題4「保護者への取組」への対応策）

保護者の不安を和らげる取組として、以下のように、保護者間の横の繋がりを、ネットワーク（保護者の会）を構築することを提案する。

同じ悩みを持つ保護者同士が、本音で話し合うなど交流を持つこと、子どもへの関わり方のヒントや、新しい情報を得て、将来に明るい見通しを持てることが保護者の心の支えとして有効である。

県内には7つの保護者会がある。例えば、広島市内には「木の実の会」という保護者会が行政主催で運営されており、教育支援センター内で開催されている。（詳細は参考資料編（22頁）を参照）

○ 想定する保護者会のイメージ

事務局：教育支援センター

開催場所：リージョンプラザの会議室等

開催頻度：年に2回程度（カフェのような形式）

提案4 不登校の実態や要因を把握するためのアンケートの実施

（課題5「不登校の要因」への対応策）

先に述べたように、不登校の児童生徒の中には、支援に繋がっていない児童生徒が多くいるという現状を正しく把握し、どんな場面でどんな支援が必要か、モニタリングしながら、見極めていく必要がある。

これまでの本市の不登校調査によれば、「いじめ」は0%、「教職員との関係」は1.2%であったが、第3章でも記述したように文部科学省の不登校の要因分析に関する調査の児童生徒本人の回答では、「いじめ」は26.2%、「教職員への反抗・反発」は35.9%、「教職員とのトラブル、叱責等」は16.7%となっている。（※）

過去に本市が実施した不登校調査は、先生など（学校側）が答えるものであり、少なからず、当事者である児童生徒の認識とはズレがあったものと考えられる。さらに、文部科学省の調査においても不登校の児童生徒やその家庭に直接アンケートを実施している。

こうしたことから、児童生徒が直接答える形で「児童生徒全員を対象としたアンケート」や、「不登校の児童生徒及び保護者を対象としたアンケート」等の実施を提案する。アンケートを実施することで、子どもが抱えている不安や悩みの兆候に気づくことが可能となり、不登校対策のみならず、本市の子育て・教育に関する施策・事業の効果的な実施に繋げることができると考える。

注（※）「文部科学省の不登校の要因分析に関する調査」の要因は複数回答となっている。

おわりに

本委員会において「不登校」というテーマに取り組むことを決めて、現状の調査を行い、また、課題を分析しながら参考となる取組も研究した。

テーマの決定にあたって、委員会としても懸念していたことがある。個別の事案に対する調査が難しいことから、要因を明確にすることや具体的な対策を検討することが出来るのかということである。やはり、当事者のおかれた状況は非常にセンシティブであることから当事者に直接の聴き取りはできなかった。しかし、問題を大きくとらえ、多角的に調査を進めることにより、本市の課題に対する解決策を見いだすことができたと考える。

検討の中では、きめ細かい対応という観点から1クラス当たりの生徒児童数を少なくすることも必要ではないかという議論もあったが、自治体独自で取り組むことの難しさもあり、提案には至らなかった。

学校内外の環境整備や人員体制の増強、支援に繋がるための取組など、幅広い内容で提案をまとめることができたと感じているが、この場を借りて、多くの関係者の協力に深く感謝の意を表したい。

現在も日々対応されている関係者の皆様の努力が報われることを切に願い、不登校となっている児童生徒が自分の存在を肯定でき、社会的に自立された将来を過ごされることを望んでいる。



参考資料編

＜令和7年度文部科学省概算要求のポイントの一部抜粋（文部科学省HP）＞

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

109億円
88億円

文部科学省

背景・課題

○ 近年、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数が大きく増加するとともに、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が約11万4千人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

○ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和7年度概算要求の概要> ※主に教育委員会を通じた対応

**専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等
10,624百万円（8,680百万円）【補助事業】**

① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・ 学びの多様な学校の設置準備・設置後の運営支援（設置準備：11校、設置後運営：21校）
- ・ 校内教育支援センター（SSR）の設置促進（1,600校）
- ・ 校内教育支援センター（SSR）支援員の配置（3,000校）【新規】
→ SSRを拠点として、不登校傾向等にある児童生徒の学習支援や相談支援を行う
- ・ 教育支援センターにおけるアウトリーチ支援や保護者支援など機能強化【拡充】

② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・ SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）
SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）
- ・ 重点配置校数の拡充【拡充】
→ いじめ・不登校対策、虐待対策、貧困対策、ヤングケアラー支援（SC：10,000 → 11,300校、週8時間）
（SSW：10,000 → 11,600校、週6時間）
- ・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備（全都道府県・政令指定都市）

③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

こども家庭庁 ※主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証
- ・ いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- ・ 学校に繋がりが持てない子どもを含め、地域での不登校の子どもへの切れ目のない支援
- ・ 子どもの多様な居場所づくり など

**いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究
250百万円（47百万円）【委託事業】**

① いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- ・ いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業【新規】
→ 新たに警察OB・OG等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして教育委員会に配置（5都道府県、15市区町村を予定）
- ・ いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業【新規】
→ いじめ未然防止教育の指導案・指導教材・研修資料等の作成、学校が使いやすい指導過程を解説した動画教材の作成等
- ・ 不登校国際フォーラムに関する調査研究【新規】
→ 各国の現状や対策・課題意識の共有、今後の方向性の議論等
- ・ 自殺予防教育推進事業
→ 令和6年度に作成したモデル事例や啓発資料等の普及促進
- ・ 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの実証
- ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究 など

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

文部科学省・こども家庭庁が連携して対応 ※非予算の取組

- ・ いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- ・ いじめ重大事態の情報共有
- ・ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

校内教育支援センターの設置促進・機能強化事業

令和7年度要求・要望額

14億円
(新規)

文部科学省

現状・課題

- ・ 不登校児童生徒数は、小・中学校で約30万人にのぼり、過去最多の状況
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記
- ・ 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- ・ 在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

事業内容

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内において、自分に合ったペースで学習・生活できる環境として、校内教育支援センターの設置及び整備を行う

○ 校内教育支援センター支援員の配置事業 11.3億円

校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校傾向のある児童生徒に対して学習支援を行うとともに、SC・SSW等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員を配置することで、校内教育支援センターの設置促進及び機能強化を行う事業

実施主体	学校設置者 (主に市区町村)	対象校数	負担割合
		3,000校	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3

○ 校内教育支援センターの設置促進事業 2.4億円

公立の小・中学校のうち、新たに校内教育支援センターを設置する学校に対し、設置に必要な経費の支援を行うことで、校内教育支援センターの設置促進を行う事業

実施主体	学校設置者 (主に市区町村)	対象校数	負担割合
		1,600校	国1/3、実施主体（都道府県、市区町村）2/3

本事業による効果

学校内での学習拠点を設置・整備して提供することで、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が早期の段階において、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に

○ 愛媛県の中学校における校内教育支援センターでの成果

- ・ 約53%の生徒の不登校の状況が改善（教室復帰、学校に登校）（R5年度）

	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計
転入	25人	32人	41人	5人	103人
転出	10人	21人	40人	2人	73人
転出	4人	6人	8人	1人	19人
合計	39人	59人	89人	8人	196人

新規不登校生徒数の割合が大幅に下回る（R4年度）

県全体（中学校）：43.2% → 校内教育支援センター設置校：17.9%

校内教育支援センターの設置促進・機能強化

校内教育支援センターの設置に必要な経費の支援

校内教育支援センター支援員の配置

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

(担当：初等中等教育局 児童生徒課)

<フリースクール（参考自治体の例）>

① 利用料への助成

- 京都府亀岡市「亀岡市学びの機会サポート事業補助金交付要綱」
月額上限 1 万円
認定フリースクールは市内に 6 か所（令和 5 年度から）
- 滋賀県草津市「フリースクール児童生徒支援金事業」
月額上限 4 万円で生活保護世帯は 100%
認定フリースクールは市内に 5 か所、市外に 10 か所ある。
ほかに、鎌倉市、尼崎市、札幌市、彦根市、明石市、上越市、海老名市など

② 事業者への運営費支援制度

- 福岡県「福岡県フリースクール支援事業補助金」
上限 200 万円
- 群馬県「群馬県フリースクール等支援事業補助金交付要綱」
上限 400 万円「基本枠」と「上乗せ支援枠」
- 札幌市「札幌市フリースクール等民間施設事業費補助要綱」
上限 300 万円
- 鳥取県「鳥取県フリースクール連携推進事業補助金交付要綱」
学校法人・NPO法人・企業・団体・または個人
「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠して、県教委により「出席扱いが考えられる学校外の施設」が補助対象
- 千葉市「千葉市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に沿った支援が行われていること
上限 50 万円

※広島県には県としての補助制度はない。

<ガイドブック（参考自治体の例）>

参 考 尾道市不登校支援ガイド（尾道市HPより）



尾道市内の相談先・支援機関など

- ・各尾道市立小中学校 担当:教育相談コーディネーター(各校HP参照)
- ・教育支援センター(広島県指導室)「千光寺さくら」Tel:0848-24-1825 
- ・教育支援センター(広島県指導室)「因島はっさく」Tel:0845-24-0071 
- ※両支援センターともに 月～金(祝日を除く)9:00～14:00受付
- ・青少年センター相談室 Tel:0848-37-9459
- ※月～金(祝日を除く)9:00～15:30 来所・訪問相談も応じます。
- ・尾道市 教育相談コーナー Tel:0848-37-2983
- ※月～金(祝日を除く)9:00～17:00
- ・尾道市教育委員会 教育指導課 Tel:0848-20-7454
- ※月～金(祝日を除く)8:30～17:15

まずは、気軽にお電話ください



★その他関係機関や参考となる支援リンク★

- ・[広島県教育支援センター「SCHOOL "S"」](#)
- ・[広島県 青少年健全育成情報サイト](#)
- ・[子育て応援ガイドブック\(令和5年度版:尾道市 子育て支援課\)](#)
- ・[人権に関する相談窓口一覧\(令和3年7月:尾道市 人権男女共同参画課\)](#)
- ・[発達における診断を行っている医療機関リスト\(尾道市\)](#)
- ・[主な相談窓口一覧\(令和5年8月:厚生労働省\)](#)
- ・[フリースクール・不登校に対する取り組み\(文部科学省\)](#)

HP上にある本ガイドからは、直接クリックでリンクします！

<保護者の会（参考自治体の例）>

○広島市教育委員会の「不登校児童生徒の保護者の会・木の実の会」

保護者が子どもの不登校について不安や悩みを語り合い、子どもへの理解やかかわり方を深めあうために設立された会である。

平成2年に開始された「木の実の会」は名のごとく「木の実」は堅い殻につつまれているが、春になれば芽を出し育っていく。今は、不登校になっていて自分の殻から抜け出せない子どもも「木の実」のように、やがてその殻を破り、目を出し立派な木に育ってほしいとの願いを込めて「木の実の会」とされたものである。

ここでは、臨床心理士を配属して保護者同士の交流の場を設けている。昨年まで1か所で行われていたが、参加保護者の増加により、今年度から市内5か所で開催する予定としている。このことにより、年14回開催から年37回の開催となる予定であり、参加した保護者からは、今まで誰に相談してよいか分からなかったが、相談する機会が増え、親として子どもへの接し方にゆとりが持てるようになった、との意見が出されている。

○奈良市教育支援・相談課「はぐくみのつどい」

不登校を聞く・語る・分かちあう保護者の会では、家庭での子どもとの過ごし方や学校とのかかわり方など、同じ悩みや心配を持っている保護者が集まり一緒に語り合う場である。

○世田谷区「不登校保護者のつどい」

1人1人の状況は違っても、同じような悩みを持つ保護者同士で語り合い、いろいろな情報を交換し、少しでも不安を軽減してもらうことを目的としている。

